

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律について

衆議院調査局調査員

後藤 一平

(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室)

戸祭 亜友美

小室 芳樹

(内閣調査室)

《構成》

- I 背景及び経緯
- II 法律の概要
- III 審議経過
- IV 主な質疑・答弁の概要
- V 今後の課題

本稿では、第211回国会(常会)において、令和5年6月2日に成立し、同月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)について解説する。

I 背景及び経緯

1 マイナンバー法等の改正に向けた検討

令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(以下「令和4年重点計画」という。)において、マイナンバー(個人番号)の利用や情報連携について、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものであるとされた。その上で、国民の理解を得つつ、令和5年にマイナンバー法¹改正を含

む必要な法令の整備を実施し、令和6年以降にシステム等の整備を行い、令和7年度までに新たな制度を施行することを目指すこととされた²。また、マイナンバーカード(個人番号カード)の普及及び利用の推進について、令和6年度中の国外継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進めることとされた³。

このような状況の下、令和4年11月、デジタル庁の「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」において、マイナンバー法等を改正することとされた(図表1参照)。

(図表1) マイナンバー法等の一部改正

| ① マイナンバーの利用促進 |
|---|
| 1 マイナンバーの利用範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none">国家資格等や自動車登録、在留外国人等に関する事務において、マイナンバーを利用できるようにする。 |
| 2 より迅速な情報連携に向けた措置 <ul style="list-style-type: none">法律に規定がない事務についても、法定されている事務に準ずる事務については、マイナンバーを利用可能とする。マイナンバーの利用が認められている事務であれば、下位法令に規定することで情報連携を可能とする。 |
| 3 公金受取口座の登録促進 <ul style="list-style-type: none">公金受取口座の登録を推進するため、より簡易な登録方法(行政機関等経由登録の特例制度) |

¹ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

² 令和4年重点計画60-61頁

³ 同上 63頁

を創設する。

② マイナンバーカードの利用促進

1 在外公館交付

- ・ 令和6年から海外においてもマイナンバーカードを継続利用できることとなっており（令和元年措置済み）、更に在外公館においてカードの新規交付や更新ができるようにする。

2 券面の一部見直し

- ・ 官民で氏名の振り仮名を活用できるよう、マイナンバーカードに氏名の振り仮名を記載する。
- ・ マイナンバーカードを海外で容易に提示できるよう、券面に氏名のローマ字表記を追記できるようにする。

（出所）マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第7回）（令和4年11月29日）資料を基に作成

2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）

(1) オンライン資格確認等システム⁴

令和元年の健康保険法等改正法⁵により、マイナンバーカードのICチップ又は健康保険証の記号番号等により、医療機関や薬局（以下「医療機関等」という。）の窓口で患者の直近の資格情報（加入している医療保険や自己負担限度額等）を確認できる「オンライン資格確認等システム」が導入され、令和3年10月から本格運用が開始された（図表2参照）。

オンライン資格確認は、

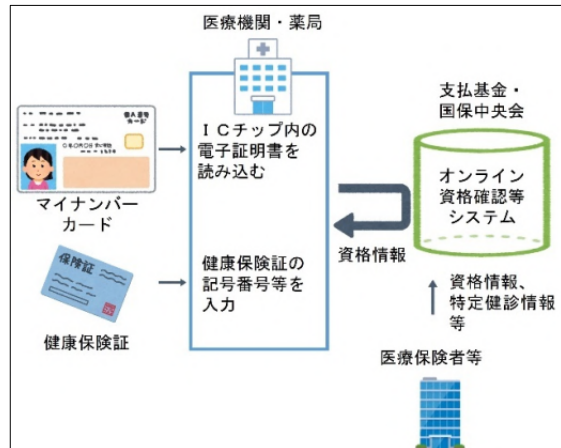
- ① 顔認証又は暗証番号により本人確認を行い、マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書を読み込む
- ② 健康保険証の記号番号等を入力する
のいずれかの方法によって行われる。

オンライン資格確認等システムの導入により、医療機関等の窓口で、直ちに資格確認を行うことができるとともに、マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合（いわゆるマイナ保険証）、特定健診・後期高齢者健

診情報や、レセプト（診療報酬明細書）から抽出した診療情報及び薬剤情報を閲覧することができる。

ただし、閲覧可能な範囲は、特定健診・後期高齢者健診情報は令和2年度以降に実施し順次登録された5年間分の情報に、診療情報は令和4年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為の情報に、薬剤情報は抽出が開始された令和3年9月診療分以降のレセプトから直近の3年間分の情報に、それぞれ限られている。

（図表2）オンライン資格確認の流れ



（出所）「オンライン資格確認の導入で事務コストの削減とより良い医療の提供を」（令和5年4月厚生労働省保険局）を基に作成

政府は、オンライン資格確認のメリットとして、患者の保険資格をその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻⁶が減少し、窓口業務の削減につながることで、重複投薬等を発見できること、災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても薬剤情報等を閲覧できる等により、より良い医療の提供につながる

⁴ 第146回社会保障審議会医療保険部会 資料4「オンライン資格確認等システムについて」、「オンライン資格確認の導入で事務コストの削減とより良い医療の提供を」（令和5年4月厚生労働省保険局）

⁵ 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）

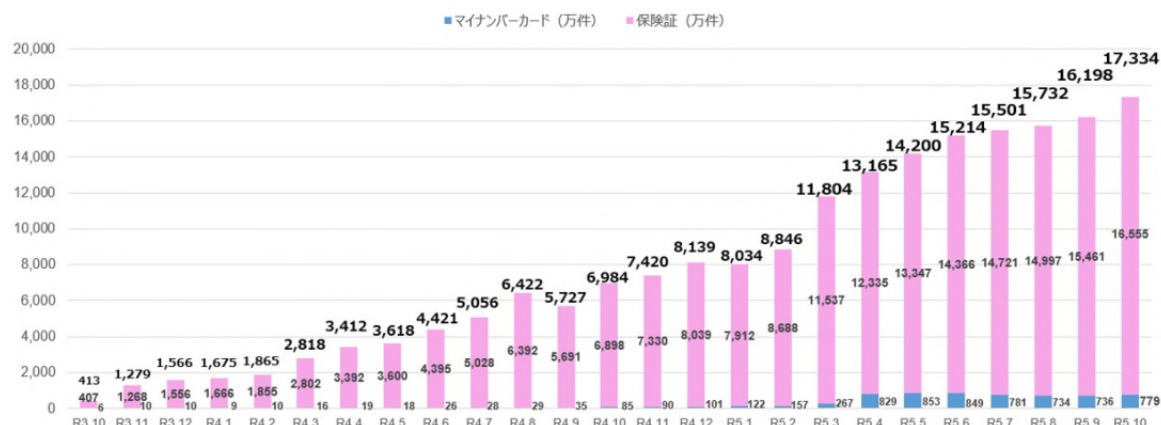
⁶ 保険医療機関が提出したレセプトは、審査支払機関及び保険者において、審査や確認が行われる。レセプトの記載内容に不備や誤り等があった場合は、提出した保険医療機関にレセプトが差し戻される。これを「レセプト返戻」と言う。

ことを挙げている。

オンライン資格確認等システムについては、令和5年4月から医療機関等への導入が原則として義務付けられた。なお、やむを得ない事情がある場合には期限付きの経過措置が設けられており、例えば、システム整備が未完了の医療機関等については、遅くとも同年9月末までに導入することとされた。

オンライン資格確認等システムの運用を開始している医療機関等は、88.6%である（令和5年11月5日時点）⁷。また、同年10月のオンライン資格確認等システムの資格確認の利用状況は、マイナンバーカードが7,792,762件（約4.5%）、健康保険証が165,546,555件（約95.5%）であった（図表3参照）。

（図表3）オンライン資格確認等システムの資格確認の利用状況



（出所）厚生労働省ホームページ「オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）」〈https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html〉（2023.11.16閲覧）

（2）デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和4年重点計画において、令和6年度中を目途に保険者による健康保険証を発行するか否かの選択制の導入を目指し、さらに、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、健康保険証の原則廃止を目指すこととされた。なお、加入者から申請があれば、健康保険証は交付することとされていた⁸。

（3）河野デジタル大臣記者会見（令和4年10月13日）

令和4年10月13日の記者会見において、

河野デジタル大臣は、令和6年度秋に健康保険証の廃止を目指す方針を表明した。これに対し、記者からマイナンバーカードの事実上の義務化ではないかと問われると、以前の閣議決定⁹でも一体化を目指すとしており、国民に理解してもらえるよう広報していきたい旨発言した¹⁰。

（4）マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会

デジタル庁が設置した「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」（構

⁷ 「オンライン資格確認原則義務化の経過措置について」（令和5年2月21日厚生労働省）2,6-7頁、「医療機関等向けポータルサイトアカウント登録状況及び顔認証付きカードリーダー申込状況一覧（令和5年11月5日時点）」（厚生労働省）

⁸ 前掲注2 63頁

⁹ 令和4年重点計画を指す。

¹⁰ デジタル庁ホームページ「河野大臣記者会見(令和4年10月13日)」〈<https://www.digital.go.jp/news/minister-221013-01/>〉（2023.7.14閲覧）

成員はデジタル大臣、総務大臣及び厚生労働大臣)は、令和5年2月17日、中間とりまとめを公表した(図表4参照)。

(図表4) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会中間とりまとめ(概要)

| |
|--|
| <p>① 一体化の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関・薬局の窓口で患者の資格情報を確認することができる。 本人の同意に基づき、過去の薬剤情報や特定健診情報等を医療機関・薬局に提供することができる。 正しい資格情報の確認によりレセプトの返戻を回避し、患者への手間が減る等スタッフの確認事務が減少するとともに、未収金の減少にもつながる。 |
| <p>② 一体化に当たっての取組</p> <p>1 郵便局におけるマイナンバーカードの申請受付・交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が指定した郵便局で、マイナンバーカードの交付申請受付及び市町村による本人確認を行えるようにするとともに、発行されたカードを郵送で住民に届けられるようにする。そのため、郵便局事務取扱法の改正を目指す。 <p>2 資格確認書の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書を提供する。 <p>3 乳幼児のマイナンバーカード</p> <ul style="list-style-type: none"> 1歳未満でマイナンバーカードを申請する場合、顔写真がないカードを交付する(有効期間は5歳の誕生日まで)。 |

(出所)「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会中間とりまとめ」(令和5年2月17日)を基に作成

3 氏名の読み仮名の取扱い

(1) 戸籍法

ア 戸籍法の制定

明治4年に制定された戸籍法¹¹に基づき、

明治5年に全国民を対象とする身分登録制度が設けられた。その後、累次の法改正が行われ、昭和22年に現行の戸籍法¹²が制定された。

しかし、これまで氏名に読み仮名を付することが戸籍法令に規定されたことはない。

イ 子の名に用いる文字

戸籍法第50条第1項は、「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。」としており、その範囲は次の①～③である¹³。

- ① 常用漢字表¹⁴に掲げる漢字(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。)(2,136字)
- ② 戸籍法施行規則の別表第二(人名用漢字表)に掲げる漢字(863字)
- ③ 片仮名又は平仮名(変体仮名¹⁵を除く。)

(2) 住民基本台帳法

昭和42年に制定された住民基本台帳法¹⁶に基づき、住民基本台帳が整備された。住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるものである。

しかし、氏名に読み仮名を付することが住民基本台帳法令に規定されたことはない。

なお、地方公共団体においては便宜的に、出生届や転入届に記載された読み仮名を住民基本台帳に記録している。

(3) 氏名の読み仮名の法制化に関する検討

ア 氏名の読み仮名の法制化に関する研究会

令和2年に閣議決定された「デジタル・ガ

¹¹ 「戸籍法」(明治4年太政官布告第170号)

¹² 「戸籍法」(昭和22年法律第224号)

¹³ 「戸籍法施行規則」(昭和22年司法省令第94号)第60条

¹⁴ 「常用漢字表」(平成22年内閣告示第2号)

¹⁵ 平仮名の異体字。現代の日常生活ではほとんど用いられない。

¹⁶ 「住民基本台帳法」(昭和42年法律第81号)

バメント実行計画¹⁷においては、令和6年からのマイナンバーカードの海外利用の開始に合わせ、戸籍における読み仮名（カナ氏名）の法制化を図ることとされた¹⁸。

このような状況の下、令和3年8月、法務省を始めとする関係府省が参加する「氏名の読み仮名の法制化に関する研究会」は、「氏名の読み仮名の法制化に関する研究会取りまとめ」を公表した（図表5参照）。

（図表5）氏名の読み仮名の法制化が必要な理由

| |
|---|
| <p>① 氏名の読み仮名の法制化が必要な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名の読み仮名を一意^(注)のものとして、利用可能とすることにより、情報システムにおける検索及び管理等の能率、更には各種サービスの質を向上させ、国民の利便性を向上させるため。 氏名の読み仮名をマイナンバーカードなどに記載し、本人確認事項の一つとすることによって、各種手続における不正防止を補完することが可能となるため。 |
| <p>（補足説明）</p> <p>マイナンバーは、秘匿性の高い情報であり、官庁公署やその事務を委託される諸機関が広く取得することにはおのずと限界がある。他方、氏名の読み仮名は一般的にも広く利用されているものであり、これの登録・公証には意義が認められる。</p> |
| <p>② 氏名の読み仮名を取り巻く状況</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、被災した国民に定額給付金等を迅速に支給するなどの機会において、氏名の読み仮名が登録・公証されていないことが支給の遅れの一因となったとの声があった。 |

（注）ここでの「一意」とは、一個人について、特定の時点における氏名の読み仮名を一つに特定することを意味する。

（出所）氏名の読み仮名の法制化に関する研究会「氏名の読み仮名の法制化に関する研究会取りまとめ」を基に作成

イ デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和4年重点計画においては、令和6年からのマイナンバーカードの海外利用の開始に合わせ、マイナンバーカードに氏名をローマ

字表記できるよう、平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備することを含め、迅速に戸籍法制の見直しを行う必要があることとされた。

具体的には、デジタル社会形成整備法の検討規定¹⁹を踏まえ、令和5年の常会に関連する法案を提出した上で、令和6年度を目途に実現を図ることとされた²⁰。

ウ 戸籍法等の改正に関する要綱案

令和5年2月2日、法制審議会戸籍法部会は、「戸籍法等の改正に関する要綱案」（図表6参照）を決定した。同月17日、同要綱案は、法制審議会において原案どおり採択され、法務大臣に答申された。

（図表6）戸籍法等の改正に関する要綱案

| |
|---|
| <p>第1 氏名の仮名表記の戸籍の記載事項化に関する事項</p> |
| <p>1 戸籍の記載事項への追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍の記載事項として「氏名を片仮名等で表記したもの（以下「仮名表記」という。）を追加する。 氏名の仮名表記に用いるのは、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）本文第1に定められた直音、拗音、撥音、促音を片仮名に変換したもののほか、片仮名表記の小書き及び長音記号等とする。 |
| <p>2 氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性に関する審査について、戸籍法に「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」という趣旨の規定を設けるとともに、<u>幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする。</u> |
| <p>（補足説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> 例外的に許容性が認められないものとしては、例えば、①漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方、②読み違い（書き違い）かどうか判然としない読み方、③漢字の意味や読み方との関連性をおよそ（又は全く）認めることができない読み方など、社会を混乱させるものについては、一般に認められている読み方として許容されないとすることが考えられる。 |

¹⁷ 令和2年12月25日閣議決定

¹⁸ 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）別添1 46頁

¹⁹ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）附則第73条

²⁰ 前掲注2 101頁

- ・ 戸籍窓口において統一的に円滑な審査ができるような内容の法務省民事局長通達等を作成する。

第2 氏名の仮名表記の収集に関する事項

1 氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集等について

- ・ 戸籍の届書等の記載事項に「氏名の仮名表記」を追加し、氏又は名が初めて戸籍に記載される者の氏名の仮名表記を戸籍に記載する。

2 既に戸籍に記載されている者に係る収集について

- ・ 新法の施行の際現に戸籍の筆頭に記載されている者（以下「戸籍の筆頭者」という。）は氏の仮名表記の届出を、戸籍に記載されている者は名の仮名表記の届出を、それぞれ施行日から1年以内に行うことができる。
- ・ 本籍地の市町村長は、施行日から1年を経過した日に、氏名の仮名表記を戸籍に記載するものとする
- ・ 戸籍の筆頭者は市町村長により記載された氏の仮名表記について、戸籍に記載された者は市町村長により記載された名の仮名表記について、それぞれ一度に限り、家庭裁判所の許可を要せず、届出のみで変更することができるものとする。

(注) 下線が引かれている部分は要綱案の注記に、「(補足説明)」とある部分は要綱案の補足説明に記載されている。

(出所) 「戸籍法等の改正に関する要綱案」及び「戸籍法等の改正に関する要綱案(案)についての補足説明」を基に作成

4 本法律案の提出

以上の経緯を経て、政府において検討が進められた結果、令和5年3月7日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「本法律案」という。）が閣議決定され、同日、国会（衆議院）に提出された。

II 法律の概要

1 マイナンバーの利用範囲の拡大

マイナンバー等の利用に関する施策につい

て、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務においても利用の促進を図るとともに、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする（マイナンバー法及び住民基本台帳法の改正）。

2 マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

マイナンバー法の別表(改正前は別表第一)に法定された個人番号利用事務に準ずる事務（準法定事務）においてもマイナンバーの利用を可能とするとともに、同法でマイナンバーの利用が認められている事務の範囲内において主務省令で定めることで情報連携を可能とする（マイナンバー法及び住民基本台帳法の改正）。

3 マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）

(1) マイナンバーカードの表示事項

マイナンバーカードの本人の写真について、申請の日において一定年齢未満の場合は表示しないとする措置を講ずる（マイナンバー法の改正）。

なお、本人の写真を表示しないマイナンバーカードを交付する年齢については、1歳未満とすることが想定されている²¹。

(2) 資格確認書の仕組みの整備

健康保険証を廃止する²²とともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受

²¹ 令和5年2月の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会中間とりまとめ」では、乳幼児に対応した申請・交付手続の見直しの一つとして、「1歳未満でカードを申請する場合には、顔写真がないカードを交付することとする」方針が示された。また、その有効期間は5歳の誕生日までとされた。

²² 健康保険証の廃止に関して、本法律では、「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）及び「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）について措置を講じている。一方、「健康保険法」（大正11年法律第70号）その他の医療保険各法については、施行規則において、健康保険証の交付を規定しているため、本法律の施行に合わせて、施行規則を改正し、健康保険証の交付に係る規定の削除等を行うこととされている（第211回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会厚生労働委員会連合審査会議録第1号7頁（令5.6.2）加藤厚生労働大臣答弁）。

けることができない状況にある者²³が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する（医療保険各法の改正）。なお、保険者が必要と認めるときは、当分の間、本人からの申請によらず、職権で、資格確認書を交付することができる（附則第15条）。

また、発行済みの健康保険証については、1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置²⁴を設ける（附則第16条・附則第18条）。

(3) 特別療養費の支給等の仕組みの整備

健康保険証の廃止に伴い、保険料滞納者に対して交付される「短期被保険者証」の仕組みは廃止する（国民健康保険法等の改正）。

また、長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた「被保険者資格証明書」（現物給付²⁵）を受けるときに、医療機関の窓口で医療費を全額支払った後、特別療養費の支給（償還払い）を申請する仕組みの交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととする（国民健康保険法等の改正）。

4 マイナンバーカードの普及・利用促進

(1) 国外転出者に対するマイナンバーカードの交付等

在外公館で、国外転出者に対するマイナン

バーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする（マイナンバー法、住民基本台帳法及び公的個人認証法²⁶の改正）。

(2) マイナンバーカードの特急発行・交付の仕組みの創設

住民票を有する市町村でマイナンバーカードを申請する者のうち、マイナンバーカードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）からマイナンバーカードの送付を受けることを希望する旨の申出（特急発行の申出）をすることができる。また、特急発行の申出をした者に対するマイナンバーカードの交付は、J-LISが申請者に対し、マイナンバーカードを直接送付することにより行われる（マイナンバー法の改正）。

政府は、これにより、現在1～2か月程度要している交付までの期間について、1週間以内（最短5日）に短縮できるとしている²⁷。

なお、「マイナンバーカードの交付を速やかに受ける必要がある者」としては、新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者等が想定されている²⁸。

²³ 前掲注21の中間とりまとめでは、「マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者」として、具体的には、「マイナンバーカードを紛失した・更新中の者」「介護が必要な高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない者」「ベビーシッターや介助者等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合や、家族や介助者等が本人の代理として薬局に薬剤を受け取りに行く必要がある場合」等が想定されている。

²⁴ 原則、有効期間が設けられていない被用者保険（会社員等の被雇用者及びその扶養家族が加入する医療保険）においても、国民健康保険及び後期高齢者医療制度と同様に、最大1年間有効とみなす経過措置を医療保険各法の施行規則において設けることとされている（「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会最終とりまとめ」（令和5年8月8日）9頁）。

²⁵ 医療機関に健康保険証を提示することで、一定割合の自己負担で診察や治療、投薬等のサービスを受けられるもの。医療保険の加入者に医療サービスという現物を給付することになるので、現物給付という。

²⁶ 「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」（平成14年法律第153号）

²⁷ 「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会中間とりまとめ 参考資料」（令和5年2月17日）20頁

²⁸ 同上

(3) 電子利用者証明を行わない利用者の本人確認

マイナンバーカードによる利用者の本人確認において、暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに確認をする方法の規定を整備する(公的個人認証法の改正)。これにより、マイナンバーカードを用いた2回目以降の利用の際には暗証番号の入力を省略することが可能となる。

具体的には、図書館の利用者カードとしての活用が想定されている²⁹。

(4) 郵便局における事務の取扱い

地方公共団体が指定した郵便局におけるマイナンバーカードの交付の申請の受付等を可能とする(郵便局事務取扱法³⁰の改正)。

5 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

戸籍、住民票等の記載事項及び署名用電子証明書の記録事項に氏名の振り仮名を追加し、マイナンバーカードに氏名の振り仮名を記載することとする(戸籍法、住民基本台帳法、マイナンバー法及び公的個人認証法の改正)。

また、氏名の振り仮名に関しては、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬものとする(戸籍法の改正)。

6 公金受取口座の登録促進(行政機関等經由登録の特例制度の創設)

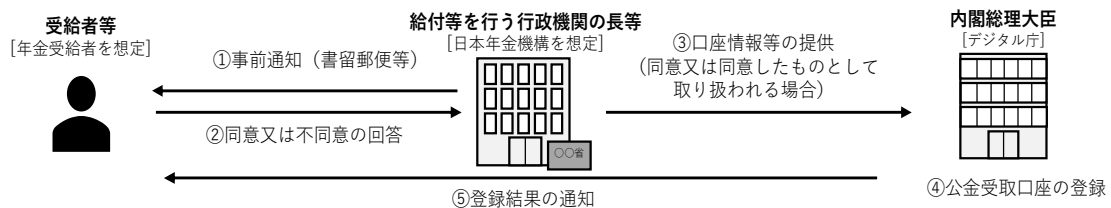
行政機関の長等が預貯金口座情報等を保有している場合に、書留郵便等により預貯金者に対し一定の事項を通知して同意を得たとき又は一定期間を経過するまでの間に回答がなかったときは、内閣総理大臣は当該預貯金口座情報を公的給付支給等口座としてマイナンバー等とともに登録することを可能とする(公金受取口座登録法³¹の改正)(図表7参照)。

この特例制度の対象となる者として、年金受給者が想定されている³²。

7 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日(令和5年6月9日)から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される(附則第1条)。

(図表7) 行政機関等經由登録の特例制度



(出所) デジタル庁資料

²⁹ デジタル庁「マイナンバー法等の一部改正法案の概要」

³⁰ 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成13年法律第120号)

³¹ 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)

³² 前掲注29

Ⅲ 審議経過

1 衆議院における審議経過

本法律案は、令和5年3月7日に国会（衆議院）に提出され、4月14日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会に付託された。

同委員会においては、同月18日、河野デジタル大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑に入った。同月20日には参考人³³からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月25日、質疑を終局した。

質疑終局後、討論、採決を行った結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議³⁴が付された。

同月27日の本会議において、本法律案は賛成多数をもって可決され、参議院に送付された。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年4月25日衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会）

- 政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。
- 一 マイナンバーの利用範囲及び情報連携の拡大に当たっては、マイナンバー制度に対する国民の不安の払拭に努めるとともに、拡大の必要性について国民に対して丁寧に説明し、十分な理解を得ること。
 - 二 法定事務に準ずる事務におけるマイナンバーの利用及び利用事務に係る情報連携については、本法によって法律改正が今後不要となることに鑑み、国民に広く公開するとともに、その監視・監督状況を定期的に国会に報告すること。
 - 三 マイナンバーカードの取得が任意であることに鑑み、マイナンバーカードの取得を強制しないこと。また、マイナンバーカードを取得していない者に対する不当な差別的取扱いを行わないようにすること。
 - 四 マイナンバーカードの利便性の向上を図るとともに、個人情報の漏えい、システム障害の防止及びセキュリティの向上に万全を期すこと。また、マイ

ナンバーカードを取得する際の厳格な本人確認を徹底すること。

- 五 健康保険証の廃止に伴い、資格確認書の申請漏れ等により現物給付による保険診療を受けることができない者が生じないよう、保険者が資格確認書を速やかに交付するなど、全ての被保険者が確実に保険診療を受けることができるための措置を講ずること。
- 六 オンライン資格確認等システムの医療機関等における整備を速やかに完了させるため、必要な措置を講ずること。また、電子証明書の有効期限切れに伴って医療機関等での利用に支障が生じないよう、対応について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 七 マイナンバーカードの券面記載事項については、性別を削除するなど、性の多様性や人権に配慮するよう検討すること。
- 八 マイナンバーカードの交付日数の更なる短縮を図るため、必要な措置を講ずること。また、マイナンバーカードの紛失・盗難時における速やかな再発行が可能となるよう、発行体制の在り方について検討すること。
- 九 地方公共団体が指定した郵便局におけるマイナンバーカードの交付の申請の受付等を開始するに当たっては、過疎地の郵便局における負担の軽減に努めるとともに、必要な支援を行うこと。
- 十 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本法の趣旨や振り仮名の届出等に関して、届出等に係る国民や地方公共団体の負担の軽減を図るため、国民へ丁寧な説明を行うとともに、地方公共団体の業務の支援策を講ずること。また、高齢者や障害者等、届出等が困難な層に対しては、十分に配慮すること。
- 十一 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本人が現に使用している振り仮名とは異なる振り仮名が記載されることのないよう配慮するとともに、「戸籍法等の改正に関する要綱」において「幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする」とされたことに鑑み、今後新しく生まれる名乗り訓の許容範囲を幅広く担保すること。
- 十二 公金受取口座の登録の通知に際しては、登録の趣旨等を国民に広く周知するとともに、通知から回答に要する十分な期間を確保すること。なお、本法に基づき登録された口座の利用目的の拡大や流用は厳に行わないこと。

2 参議院における審議経過

参議院では、4月28日、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する

³³ 長島公之君（公益社団法人日本医師会常任理事）、富田珠代君（日本労働組合総連合会総合政策推進局長）、森信茂樹君（公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹）及び太田直樹君（株式会社New Stories代表取締役）

³⁴ 自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、公明党及び国民民主党・無所属クラブの4党派共同提案による。

特別委員会に付託された。

同委員会においては、5月12日に河野デジタル大臣から趣旨説明を聴取した後、同日、質疑に入った。同月17日に参考人³⁵からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月31日に厚生労働委員会との連合審査会を開会し、同日、質疑を終局した。質疑終局後、討論、採決を行った結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議³⁶が付された。

6月2日の本会議において、本法律案は賛成多数をもって可決され、成立した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月31日参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 法定事務に準ずる事務におけるマイナンバーの利用及び利用事務に係る情報連携については、本法によって法律改正が今後不要となることに鑑み、主務省令の制定に当たっては国民に広く意見を聴くため、その内容について、国民に広く公開すること。また、その監視・監督状況を定期的に国会に報告し、行政決定過程の透明性を確保すること。
- 二 本法に基づくマイナンバーの利用範囲及び情報連携の拡大に伴い、地方公共団体等の事務負担が過大とならないよう配慮すること。
- 三 マイナンバーカードの取得が任意であることに鑑み、その取得を強制しないこと。また、マイナンバーカードを取得していない者に対する不当な差別的取扱いを行わないようにすること。
- 四 マイナンバー制度の運用に当たって、個人情報の漏えい、システム障害の防止及びセキュリティの向上に万全を期し、特に医療・介護・福祉事業等のセキュリティ対策に関して、十分配慮をすること。また、マイナンバーカードを取得・更新するに当たっては、円滑な更新に配慮しつつ、厳格な本人確認を徹底すること。
- 五 マイナンバーカード及び資格確認書が申請に基づいて交付されることを踏まえ、健康保険証の廃止に伴い、保険料を払っていても、資格確認書の申請漏れ等により無保険者扱いとされたり、現物給付による保険診療を受けることができない者が生じないように、保険者が資格確認書を速やかに交付するなど、全ての被保険者が確実に保険診療を受

けることができるための措置を講ずること。また、資格確認書に関する事務の円滑な執行に必要な措置を講ずるとともに、その発行に関し追加的な費用負担が可能な限り生じないよう必要な支援を行うこと。

- 六 健康保険証の廃止に伴う医療現場などの影響・混乱を極力防ぐため、発行済み健康保険証を廃棄しないよう、周知徹底すること。また、認知症患者や寝たきりの高齢者などの社会的弱者に対しては、発行済み健康保険証を最大一年間有効とみなす経過措置を踏まえ、遅くともその期間が終了するまでの間に、確実にマイナンバーカード又は資格確認書により必要な保険診療が受けられるよう、必要な措置を講ずること。
- 七 健康保険証の廃止に伴い、オンライン資格確認に関する事業主の届出から保険者の登録までの各種の手続が迅速かつ円滑に行われるよう、国民、事業主及び保険者への広報・支援に努めること。
- 八 医療・介護・福祉施設等の事業者に対して、利用者・入所者等のマイナンバーカードの代理申請や管理などを事実上強制するような施策は厳に行わないこと。
- 九 保険料滞納世帯主等への保険料納付の勧奨及び納付に関する相談の機会の確保に際して、市町村等は、滞納者の納付能力の把握をきめ細かく行うなど、懇切丁寧な対応に努めること。
- 十 滞納者の納付能力に配慮しつつ、短期被保険者証に準ずる運用が引き続き尊重されること。本法の施行後、適切に保険料の滞納対策が行われているかを把握し、必要に応じ、改善に努めること。
- 十一 後期高齢者医療において資格証明書を原則発行しない現行の運用方針の考え方を維持するとともに、周知徹底を図ること。
- 十二 健康保険証、短期被保険者証及び資格証明書の廃止に伴う法令運用等に関する検討に際して、患者・国民、医療・介護現場、保険者などの声・実態を広く聴取しつつ、運用上十分に配慮すること。
- 十三 オンライン資格確認等システムの医療機関等における整備に際しては、地域医療の確保に支障が生じないよう必要な措置を講ずること。また、電子証明書の有効期限切れに伴って医療機関等での利用に支障が生じないよう、対応について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 十四 保険者の資格情報入力のコスト短縮に際して、現場の実情に応じ事業主の事務負担に配慮した対応を行うこと。
- 十五 マイナンバーカードの券面記載事項については、性別を削除するなど、性の多様性や人権に配慮するよう検討すること。
- 十六 マイナンバーカードの交付日数の更なる短縮を図るため、必要な措置を講ずること。また、マイナンバーカードの紛失・盗難時における速やかな再発行が可能となるよう、発行体制の在り方につ

³⁵ 石井夏生利君（中央大学国際情報学部教授）、竹田智雄君（全国保険医団体連合会副会長）及び家平悟君（障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会事務局長）

³⁶ 自由民主党、立憲民主・社民、公明党及び国民民主党・新緑風会の4会派共同提案による。

いて検討すること。

十七 地方公共団体が指定した郵便局におけるマイナンバーカードの交付の申請の受付等を開始するに当たっては、過疎地の郵便局における負担の軽減に努めるとともに、必要な支援を行うこと。

十八 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本法の趣旨や振り仮名の届出等に関して、届出等に係る国民や地方公共団体の負担の軽減を図るため、国民へ丁寧な説明を行うとともに、地方公共団体の業務の支援策を講ずること。また、高齢者や障害者等、届出等が困難な層に対しては、十分に配慮すること。

十九 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本人が現に使用している振り仮名とは異なる振り仮名が記載されることのないよう配慮するとともに、「戸籍法等の改正に関する要綱」において「幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする」とされたことに鑑み、今後新しく生まれる名乗り訓の許容範囲を幅広く担保すること。

二十 公金受取口座の登録通知に不同意の回答をしなければ自動的に登録されることについて、国民に丁寧に周知するとともに、DV被害者など通知を受け取ることが困難な層に対して十分に配慮すること。また、通知を受けた国民からの積極的な意思表示が得られるよう、回答のため十分な期間を確保すること。なお、本法に基づき登録された口座の利用目的の安易な拡大や流用は厳に行わないこと。

右決議する。

IV 主な質疑・答弁の概要

1 マイナンバーの利用範囲の拡大

(1) マイナンバーの利用の促進を図る分野

マイナンバーの利用分野を社会保障制度、税制及び災害対策の3分野から拡大することの妥当性について質疑があった。

これに対して、政府から、マイナンバーの利用が可能となる具体的な事務については、引き続き法令又は条例で定められた範囲に限定しており、いずれも正当な行政目的の範囲内であるため、問題はない旨の答弁があった³⁷。

た³⁷。

(2) 国家資格等におけるマイナンバーの利用

国家資格や各種免許に関する事務についてマイナンバーを利用できることに伴う利活用のメリットについて質疑があった。

これに対して、政府から、国家資格等の登録や変更における添付書類の省略による登録や更新に係る事務の簡略化、登録内容の正確性の向上、マイナポータル³⁸での資格証明を行えるようになる旨の答弁があった³⁹。

2 マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(1) 準法定事務の具体的内容

本法律案で導入される準法定事務を客観的に判断することができるようにする必要性について質疑があった。

これに対して、政府から、個別の法律に基づかないもので、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずるものについて、事務の性質が同一である事務に限定した上で、主務省令によりマイナンバーの利用を可能としたものであり、具体例としては在日米軍が基地内で働く日本人に行う予防接種が挙げられる旨の答弁があった⁴⁰。

(2) 民主的なコントロールの在り方

マイナンバーの利用範囲や情報連携の拡大に際して、国会又は第三者の関与が不可欠ではないかとの質疑があった。

これに対して、政府から、法改正後であっ

³⁷ 第211回国会衆議院地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第6号3頁(令5.4.18)河野デジタル大臣答弁

³⁸ 行政手続のオンライン窓口。一部の機能(自己情報開示、情報提供等記録表示、電子申請等)はマイナンバーカードを保有する者のみが利用できる。

³⁹ 第211回国会衆議院地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第7号27頁(令5.4.19)村上政府参考人(デジタル庁統括官)答弁

⁴⁰ 第211回国会衆議院地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第7号8頁(令5.4.19)河野デジタル大臣答弁

ても、マイナンバーの利用について個別の法律の規定に基づく事務は法定事項であること、情報連携できる主体や事務は法令で限定されていること、個人情報保護委員会による監視・監督の対象であることに変わりはない旨の答弁があった⁴¹。

3 マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(1) 従来の健康保険証の廃止決定の経緯

令和4年重点計画では健康保険証発行の選択制の導入を目指すとし⁴²、加入者から申請があれば従来の健康保険証も交付されるとしていたにもかかわらず、本法律案では従来の健康保険証を廃止することとした経緯について質疑があった。

これに対して、政府から、マイナンバーカードで受診することにより、患者の健康・医療に関するデータに基づいたより適切な医療が可能となる、健康保険証の廃止により発行コストが節減できる等のメリットがあることから、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、健康保険証の廃止を決定した旨の答弁があった⁴³。

(2) マイナンバーカードの取得を強制するものであるとの批判

国民皆保険制度を採用する我が国において健康保険証を廃止することは、マイナンバーカードの任意取得の原則に反してマイナンバーカードの取得を事実上強制するものではないかとの質疑があった。

これに対して、政府から、マイナンバーカードが国民の申請に基づき交付される点を変更するものではないため、マイナンバーカードの保有を義務付けるものではなく、事実上強制するものでもない旨の答弁があった⁴⁴。

(3) 資格確認書の申請漏れへの対応

オンライン資格確認を受けられない状況にある者に対して申請により交付される資格確認書について、申請漏れがあった場合の対応について質疑があった。

これに対して、政府から、オンライン資格確認を受けられない被保険者には代理申請を含め申請を勧奨し、申請が期待できないと判断された場合には、本人からの申請によらず職権で交付する旨の答弁があった⁴⁵。

(4) オンライン資格確認等システムの導入

オンライン資格確認等システムについて、医療機関の経済的負担やデータ漏えいリスク負担に関する医療関係者の懸念への対応について質疑があった。

これに対して、政府から、オンライン資格確認等システムを導入する医療機関等においては診療報酬を加算しているほか、顔認証付きカードリーダーの無償提供等の補助を行っており、また、悪意のある第三者からの攻撃による情報漏えいを防ぐために閉域ネットワーク⁴⁶等を使用している旨の答弁があった⁴⁷。

⁴¹ 第211回国会参議院会議録第19号8頁(令5.4.28)河野デジタル大臣答弁

⁴² 前掲注2 63頁

⁴³ 第211回国会参議院会議録第19号8頁(令5.4.28)河野デジタル大臣答弁及び加藤厚生労働大臣答弁

⁴⁴ 第211回国会衆議院会議録第19号4頁(令5.4.14)河野デジタル大臣答弁

⁴⁵ 第211回国会参議院会議録第19号11頁(令5.4.28)加藤厚生労働大臣答弁

⁴⁶ 不特定多数が利用できるインターネットと異なり、限られた利用者や範囲で接続するネットワークのこと。

⁴⁷ 第211回国会衆議院会議録第19号13-14頁(令5.4.14)加藤厚生労働大臣答弁

4 マイナンバーカードの普及・利用促進

(1) 電子利用者証明を行わない本人確認

マイナンバーカードの利用には原則として暗証番号か顔認証が必要であるのに対し、本法律案で2回目以降の暗証番号の入力を省略して本人確認を行えるようになることの安全性について質疑があった。

これに対して、政府から、暗証番号の入力等を行わずに利用者の確認をする方法は、利用場面を、図書館サービスの貸出しや返却のように暗証番号の入力等まで求める必要がない場面に限っており、電子証明書がマイナンバーカードに格納されたものであることを対面で確認することにより安全性を確保する旨の答弁があった⁴⁸。

(2) マイナンバーカードの特急発行

マイナンバーカードと運転免許証との一体化を進めた場合、マイナンバーカードの紛失時に再発行に時間を要すると、車の運転を生業とする者への影響が出る可能性が生ずる点について質疑があった。

これに対して、政府から、令和6年度末までのマイナンバーカードと運転免許証との一体化の実施までの間に、最短5日でマイナンバーカードを再発行する特急発行を含め、利用者の負担が軽減されるよう、運用について検討する旨の答弁があった⁴⁹。

(3) 郵便局におけるマイナンバーカードの交付等の事務の取扱い

郵便局事務取扱法に基づいて市町村から指定された郵便局におけるマイナンバーカード

の交付申請の受付等について、郵便局及び市町村における事務負担及び費用負担増加の懸念への対応について質疑があった。

これに対して、政府から、マイナンバーカードを交付するための標準的な業務フローを示すこと等により、市町村と日本郵便株式会社との協議を円滑に進めることができるようにする旨の答弁があった⁵⁰。

5 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(1) 氏名の振り仮名を追加する理由

戸籍の記載事項に氏名の振り仮名を追加する理由について質疑があった。

これに対して、政府から、氏名に外字が使用されている場合には検索に時間を要する例が多いこと、また、金融機関等において、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするのが懸念されていることから、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意的なものに特定して公証する必要がある旨の答弁があった⁵¹。

(2) 「一般に認められているもの」の意味

本法律案において、氏名の文字の読み方は「一般に認められているものでなければならぬ」としたことに対し、行政が命名に介入することへの懸念について質疑があった。

これに対して、政府から、一般に認められている読み方か否かは社会において受容・慣用されているかという観点から判断されること、また、審査に当たってはいわゆる名乗り訓等を幅広く許容してきた我が国の命名文化

⁴⁸ 第211回国会衆議院会議録第19号13頁（令5.4.14）河野デジタル大臣答弁

⁴⁹ 第211回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第9号5頁（令5.4.25）小林政府参考人（警察庁長官官房審議官）答弁

⁵⁰ 第211回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第9号18頁（令5.4.25）三橋政府参考人（総務省大臣官房審議官）答弁

⁵¹ 第211回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第6号5頁（令5.4.18）松井政府参考人（法務省大臣官房審議官）答弁

を踏まえた運用とすることを予定しており、行政が命名に介入するものではない旨の答弁があった⁵²。

(3) 氏名の振り仮名に関する基準

市町村によって氏名の振り仮名として認められるか否かに差が出ないように、具体的な基準を定める必要性について質疑があった。

これに対して、政府から、市町村の戸籍窓口における運用を統一するため、氏名の振り仮名の届出に関する審査方法等について、法務省民事局長通達等において具体的に定めることを検討しているほか、市町村において判断に苦慮する事案については、法務局に対する当該届出の受理の可否についての円滑な照会体制を構築する旨の答弁があった⁵³。

6 公金受取口座の登録促進

(1) 特例制度における同意取得の方法

年金等の公金受取口座について、行政機関が既に口座情報を保有している場合、公金受取口座としての登録を本人に確認し、一定期間に不同意の回答がなければ同意とみなす、本法律案による特例制度の是非について質疑があった。

これに対して、政府から、登録を行いたくない者が不同意の回答を行う機会を確保するため、当該制度の対象者には書留郵便等により個別に事前通知を行う旨を法律に規定するとともに、広報等を通じて事前に本制度の周知徹底を図る予定である旨の答弁があった⁵⁴。

(2) 登録した口座情報の利用目的

公金受取口座の登録により資産が把握されるとの懸念を踏まえ、利用目的の安易な拡大や流用への歯止めの有無について質疑があった。

これに対して、政府から、登録された口座の利用目的は、公金受取口座登録法において各行政機関等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に限定されている旨の答弁があった⁵⁵。

7 マイナンバーのひも付け誤り等のマイナンバー関連のトラブルへの対応

(1) コンビニにおける住民票等の誤交付

マイナンバーカードを用いたコンビニエンスストアにおける住民票等の誤交付の原因や対応について質疑があった。

これに対して、政府から、プログラムの不備や委託事業者における動作確認等が不十分であったことが原因であり、各地方公共団体や委託事業者に対して点検等を要請している旨の答弁があった⁵⁶。

(2) 医療機関等におけるオンライン資格確認等システムに関するトラブル

医療機関等において、オンライン資格確認等システムを利用する際に有効であるはずのマイナ保険証が無効と表示されるカードリーダーの不具合等のトラブルへの対応について質疑があった。

これに対して、政府から、カードリーダー等の機器が使用できない場合はマイナンバーカードの券面に記載の基本4情報（氏名、生

⁵² 第211回国会衆議院会議録第19号14頁（令5.4.14）齋藤法務大臣答弁

⁵³ 第211回国会参議院会議録第19号4頁（令5.4.28）齋藤法務大臣答弁

⁵⁴ 第211回国会衆議院会議録第19号4頁（令5.4.14）河野デジタル大臣答弁

⁵⁵ 第211回国会衆議院会議録第19号4頁（令5.4.14）河野デジタル大臣答弁

⁵⁶ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第9号7頁（令5.5.12）三橋政府参考人（総務省大臣官房審議官）答弁

年月日、住所及び性別)で資格確認を行うことができる旨の答弁があった⁵⁷。

(3) マイナ保険証への別人の情報の誤登録

マイナ保険証に別人の情報がひも付けられた事案の原因及び政府の未然防止策について質疑があった。

これに対して、政府から、原因は保険者がオンライン資格確認用データとして登録した情報に誤りがあったものであり、今後新たな誤りを発生させないため、被保険者が保険者を異動した場合に、事業主が資格確認届を行う際にマイナナンバーを届出に記載すること、また、データを登録する全件に対して、オンライン資格確認を運営する機関が一括してJ-L I Sに照会し、記載したマイナナンバーと登録された氏名、生年月日等が一致しているかを確認して登録することを徹底する等により、正確な保険証情報の登録を行っていく旨の答弁があった⁵⁸。

(4) 公金受取口座の誤登録及びマイナポイントの別人への誤付与

別人の公金受取口座がマイナナンバーとひも付けられて登録された事案や、マイナポイントが別人に付与された事案が発生した原因について質疑があった。

これに対して、政府から、いずれの原因も、市町村の支援窓口で共用端末を用いて登録を行った際に、ログアウトをせずに前の者の情報を上書きして登録したことであるため、共

用端末でログアウトしなければ登録ができないようにシステムを改修した旨の答弁があった⁵⁹。

V 今後の課題

1 マイナナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検

令和5年11月現在、マイナナンバー及びマイナナンバーカードに関するトラブルとして、次の①～⑩の事案が確認されている⁶⁰。

- ① 被保険者とは別人のマイナナンバーを誤登録し、マイナポータルやオンライン資格確認システムを通して別人に医療情報等を漏えいした事案
- ② マイナ保険証のトラブルで被保険者が無保険扱いとなり、医療費を10割請求された事案
- ③ 住民票の写し等の証明書を取得する「コンビニ交付サービス」において、別人の又は本人により廃止済みの証明書が誤交付された事案
- ④ 公金受取口座登録において、別人のマイナナンバーをひも付け、銀行口座情報を漏えいした事案
- ⑤ 公金受取口座登録において、家族名義の口座を登録した事案
- ⑥ 同姓同名の別人の公金受取口座へ誤入金した事案
- ⑦ マイナポイントを別人へ誤付与した事案
- ⑧ 地方職員共済組合において、別人のマイナナンバーを誤登録し、マイナポータルを通

⁵⁷ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第9号10頁(令5.5.12)日原政府参考人(厚生労働省大臣官房審議官)答弁

⁵⁸ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第11号15頁(令5.5.19)河野デジタル大臣答弁

⁵⁹ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第12号3-4頁(令5.5.29)河野デジタル大臣答弁

⁶⁰ 第249回個人情報保護委員会資料2「マイナナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応状況」(令和5年7月19日)、「マイナ、不安払拭に全力 総点検本部初会合」『産経新聞』(2023.6.22)、「マイナナンバー：マイナ、誤入金を初確認 別人口座にひも付け 埼玉」『毎日新聞』(2023.7.20)、「マイナカード、別人が利用 同姓同名、交付2件 気付かず」『毎日新聞』夕刊(2023.6.20)

して別人に年金記録等を漏えいした事案

⑨ 同姓同名の別人にマイナンバーカードを誤交付した事案

⑩ 障害者手帳の情報と別人のマイナンバーをひも付けた事案

マイナンバーのひも付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、令和5年6月21日、政府は、デジタル庁を中心として、関係府省と連携して政府全体で総点検と再発防止を強力に推進するためにマイナンバー情報総点検本部（以下「総点検本部」という。）を設置した（デジタル大臣決定）。

同日、岸田内閣総理大臣は、第1回総点検本部において、図表8のとおり指示を行った。

（図表8）岸田内閣総理大臣指示

| |
|--|
| <p>デジタル大臣</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーに関する手続について総点検を行う。一連の誤り事案が確認された関連データだけではなく、マイナポータルで閲覧可能となっている全てのデータについて、本年秋までを目途に総点検を行うよう総括する。 再発防止策を徹底するため、マイナンバーを確認する氏名・住所・性別・生年月日の4情報を全て照合するなど、マイナンバー登録に係る政省令の見直しを本年秋までを目途に行う。 来年秋の保険証廃止と、その後最大1年間、合計2年半の猶予期間を活用して保険証とマイナンバーカードの一体化に係る国民の不安払拭に取り組む。 |
| <p>厚生労働大臣</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年秋までに所管分野の総点検を完了するとともに、医療介護関係者等と調整し、保険証の廃止を巡る一つ一つの不安に丁寧に対応する。合わせて、現行の保険証廃止は、デジタル社会における質の高い持続可能な医療の実現に必要なであることを丁寧に説明する。 |
| <p>総務大臣</p> <ul style="list-style-type: none"> 総点検作業を実施する地方自治体の円滑な作業に資するよう、地方自治体と連絡調整するとともに、高齢者や障害を持つ者などのカードの取得環境を整備する。 |
| <p>その他各省庁</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル庁と連携して、本年秋までに所管分野の総点検を完了する。 |

（出所）マイナンバー情報総点検本部（第1回）議事概要を基に作成

同年8月8日、第2回の総点検本部において、総点検の中間報告並びに再発防止対策及び国民の信頼回復に向けた対応の公表が行われた。

総点検について、政府は、健康保険証など一部の事務で、先行して個別データの点検を開始するとともに、ひも付けを行っている全ての事務の実施機関に対して、ひも付け方法を確認し、個別データの点検が必要となるケースの整理を行った（図表9参照）。個別データの点検は、デジタル庁が司令塔となり、原則として同年秋までに行うこととした。

（図表9）個別データの点検が必要となるケース

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 共済年金 公金受取口座 障害者手帳 労災補償 生活保護 介護保険 住民税 児童手当 世帯情報 年金 雇用保険 その他 |
|--|

（出所）マイナンバー情報総点検本部（第2回）資料2「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージについて」を基に作成

また、政府は、そもそもひも付け誤りが発生しないよう、制度事務そのものにおける再発防止の仕組み作りを行うほか、国民の不安を払拭し、安心を向上するため、きめ細かな対応をとっていくこととした（図表10参照）。

（図表10）再発防止対策及び国民の信頼回復に向けた対応

| |
|--|
| <p>① 再発防止対策</p> <p>1 マイナンバー登録事務に関する横断的ルール の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種申請時におけるマイナンバーの記載の義務化 マイナンバー登録に係る事務に関する横断的なガイドラインの策定と徹底 <p>2 マイナンバーの照会方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> J-LISへの照会方法を原則4情報による照会となるようシステム改修を実施 |
|--|

| |
|--|
| <p>3 マイナンバー登録事務のデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードからマイナンバーを取得し、人手を介さずに登録を行うことが出来る仕組み作りの実施と普及 |
| <p>② 国民の信頼回復に向けた対応</p> |
| <p>1 健康保険証との一体化への移行の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当分の間、マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない者に対し、保険者が、本人の申請によらず職権で資格確認書を交付（有効期間は5年以内で各保険者が設定） |
| <p>2 マイナンバーカード取得の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民のニーズに対応したカード取得に向けた環境整備 |
| <p>3 マイナ保険証の利用の促進</p> |
| <p>4 マイナ保険証のデジタル環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナ保険証のスマホ搭載の推進 ・ 電子処方箋の普及 ・ 次期マイナンバーカードへの移行 ・ 病院の読み取り機の増設及び読み取り精度の向上 |
| <p>5 マイナ保険証のメリットを実感できる実効的な仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の健康・医療データに基づいたより質の高い医療の推進 ・ 電子処方箋の普及による多剤重複投薬・併用禁忌の防止 ・ 転職時・転居時等の保険証の切り替えや更新が不要化 ・ 低い窓口負担 |

(出所) マイナンバー情報総点検本部(第2回)資料2「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージについて」を基に作成

岸田内閣総理大臣は、点検の作業期限について、同年6月の第1回の総点検本部において、同年秋までに総点検を行うよう指示していたところ、同年8月の第2回の総点検本部においては、同年11月末と期限を明示して指示した⁶¹。河野デジタル大臣は、同年8月8日の記者会見で、点検を同年11月末までに行うことができるとしている旨発言した⁶²。

他方、地方公共団体にとっては、点検が通

常業務に追加されるため負担は大きいとも指摘されている⁶³。

同年10月6日、第3回の総点検本部において、総点検の進捗状況等について説明が行われた。岸田内閣総理大臣は、原則として同年11月末までに総点検を実施し、同年12月上旬に点検結果を取りまとめるよう指示した。

2 マイナンバー制度の見直しに向けた検討

令和5年6月9日、次期マイナンバーカードの検討等が盛り込まれた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(以下「令和5年重点計画」という。)が閣議決定された。

(1) 次期マイナンバーカードの検討⁶⁴

現行のマイナンバーカードには、氏名等の基本4情報、顔写真、有効期限(原則として発行から10回目の誕生日まで⁶⁵)、12桁のマイナンバー等が記載されている。マイナンバーカードは平成28年に発行が始まり、当初発行されたカードは令和8年以降、順次有効期限が到来することとなる。

そこで、令和5年重点計画では、令和8年中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指し、このための検討の場として「次期マイナンバーカードタスクフォース(仮称)」を設けることとされた。

具体的には、暗号アルゴリズム、偽装防止技術を含めた券面デザインについて必要な見直しを行うとともに、性別、マイナンバー、国名、西暦等の券面記載事項、電子証明書の有効期間の延長、早期発行体制の構築を含む

⁶¹ マイナンバー情報総点検本部(第2回)資料1「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」及び同資料2「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージについて」においては「原則秋」という表現が用いられている。

⁶² 「マイナンバー：マイナ誤登録、新たに1069件 首相「総点検完了11月末」 中間報告『毎日新聞』(2023.8.9)

⁶³ 「マイナ中間報告 ひも付け 丸投げのツケ」『読売新聞』(2023.8.9)

⁶⁴ 令和5年重点計画5頁

⁶⁵ 18歳未満の場合は、発行から5回目の誕生日まで。令和4年3月31日までに交付申請された20歳未満の者のマイナンバーカードの有効期限は、発行から5回目の誕生日まで。

発行体制の在り方等について検討を行うこととされた。また、法改正が必要な場合は、令和6年の常会への法案提出を目指すこととされた。

なお、券面記載事項については、性的少数者の団体等の要望を踏まえ不要な情報を削除するとの報道もある⁶⁶。

また、令和5年重点計画では、次期マイナンバーカードはICカードの形態を前提としているが、物理的なカードはオンラインでの使用が容易でないという指摘もある⁶⁷。諸外国においては、本人確認の手段として、我が国と同様にICカードとモバイルアプリを併用できる国（オーストリア、エストニア、スウェーデン等）もある一方、モバイルアプリに限定している国（オーストラリア、シンガポール、デンマーク等）もある⁶⁸。

令和5年9月7日、デジタル庁は、次期個人番号カードタスクフォース（第1回）を開催し、次期マイナンバーカードに関する検討を開始した。

(2) マイナンバーの利用や情報連携の推進⁶⁹

令和5年重点計画では、マイナンバーを利用し、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、本人の状況に合った行政サービスを楽しむことができるようにする観点等から、海外在留邦人の行政手続も含め個々の制度等の業務の見直しを行い、今後もマイナンバーの利用や情報連携を促進するため必要な法令の整備を行うこととされた。

（本稿は、令和5年11月15日現在の情報を基に執筆した。）

⁶⁶ 「マイナ券面26年にも刷新 政府重点計画 不要な情報削除」『東京新聞』夕刊（2023.6.6）

⁶⁷ 「(今さら聞けない世界)世界の「マイナンバー」の現状は？ カードは本当に必要か」『朝日新聞デジタル』(2023.6.15)

⁶⁸ アクセンチュア株式会社「諸外国における共通番号制度を活用した行政手続のワンズオンリーに関する取組等の調査研究報告書（概要版）」(令和4年5月)3頁

⁶⁹ 前掲注64 48頁